

**福井女子中学生殺人事件第二次再審請求開始決定**

- 【文献種別】 決定／名古屋高等裁判所金沢支部  
【裁判年月日】 令和6年10月23日  
【事件番号】 令和4年（お）第2号  
【事件名】 再審請求事件（福井女子中学生殺人事件）  
【裁判結果】 再審開始（確定）  
【参照法令】 刑事訴訟法435条6号・448条1項  
【掲載誌】 裁判所ウェブサイト  
◆ LEX/DB 文献番号 25621140

國學院大學教授 中川孝博

**事実の概要**

本決定は、1986年3月19日に発生した殺人事件の確定有罪判決に対し、刑訴法435条6号「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」の存在を認め、再審の開始を宣告した決定である。本稿では、登場人物の仮名は裁判所ウェブサイト掲載の決定書に従う。また、本決定を引用する際も裁判所ウェブサイト掲載の決定書の頁数を用い「決■」（本決定■頁の意）と表記する。

直接証拠もなく重要な物証もない事件であったが、間接事実を目撃したという6名（とりわけH、B、Jの3名）の供述の信用性が争点となった。通常第一審はこれら供述の信用性を否定して無罪判決を出したが、検察官が控訴し、控訴審は信用性を認め有罪判決を出した。その後は、被告人側が上告→棄却→第一次再審請求→再審開始決定→検察官の異議申立→決定取消→請求人側が特別抗告→棄却という経過をたどり、結論が二転三転する状況であった。今回は検察官が異議申立をしなかったため、本決定は確定し、2025年3月6日に再審公判が開かれ、一回で結審した。判決は同年7月18日に宣告される予定である。

**決定の要旨**

本決定第2章第1「3 当裁判所の判断概要」（決14-17）において要旨が掲げられている。まず、明白性判断の方法につき白鳥決定<sup>1)</sup>のフレーズを引用しているが、ただ引用しているだけである。

次に本決定は、「本件殺人事件の場合、……弁護人らが提示する仮説ないし立証命題（筆者注：不純な動機・目的により虚偽の事実を述べるBの供述にしがみついた警察官らが、誘導に乗りやすい主要関係者に対し不当な誘導等を行うなどし、それに迎合した主要関係者が事実に反する誤った供述をして、請求人を無実の罪に陥れたというもの）が確定判決による事実認定に合理的疑いを抱かせるに十分なものであるかどうかという視点をもって検討すべきである」と判示した。

最後に、あてはめを以下のように要約している。すなわち、新証拠の一部によれば、「確定判決が有罪認定の主要な根拠としたH、B及びJのいずれの供述についても多大な疑問が生じ、その信用性が揺らいでいるものと判断した。そのため、更に進んで、新旧証拠を総合して検討したところ、立場や性行等に鑑みて誘導等に乗りやすい主要関係者らが警察官らによる不当な誘導等を受けて体験していない事実を供述したのではないかという重大な疑問が生じ、主要関係者供述が有罪認定に供せられるほどに間違いなく信用できると判断することができなかった。このことからすると、弁護人らの提示した仮説ないし立証命題が十分に成り立ち得るものであり、……確定判決の事実認定には合理的な疑いが生じたといわざるを得ない」。

**判例の解説****一 明白性の判断方法・その1****1 限定的再評価説に配慮した判示**

明白性判断に関する、先に紹介した判示は2つに分割できる。後半のあてはめ部分では、新証拠が旧証拠に揺るぎを与えた旨を確認し、新旧証拠の総合評価に移っている。総合評価の際における旧証拠の再評価の範囲が曖昧にされているが、他の箇所においては、総合評価に進んだ際に、「新証拠……はM供述を直接取り上げるものではないが、……J、L、K及びMの各供述の信用性評価は相互に密接に関連しており、その一部について再評価できないとすると適切な信用性評価は困難であるから、当審がM供述の信用性を再評価することに問題はない」（決67-68）などと判示し、新旧証拠の関連性があると強調しているため、限定的再評価説に沿った叙述を心がけているということができよう。

## 2 限定的再評価説に対する警鐘

ただし本決定は、H、B、J以外の供述の信用性を検討する際には、「直接滅殺する明白性の明らかな（ママ）新証拠は認められ」ないので直ちに「新旧証拠の総合評価を行」っている（決170）。これはあくまでも「念のため」「一応」（決170）行うものであるにすぎない旨を強調し、二段階説に立つものではないことをアピールしているように見えるが、いずれにせよ限定的再評価説からはみ出ている。

また、「仮に万一、Jと別の人物を置き換えることによってつじつまを合わせられるような認定が可能であるとして、他の主要関係者供述の信用性に影響を与えないとする見方ができるとしても、本件証拠構造やこれまでの訴訟経緯などに鑑み、著しく正義に反することとなり、そのような判断はするべきではない」（決78-79）と、証拠構造の組み替えを禁じる、いわゆる証拠構造論類似の判示をしている。これもまた限定的再評価説からはみ出ている。

さらに本決定は、「確定判決が基礎とした証拠関係からだけでも、請求人に対し本件について無罪を言い渡した一審判決を破棄してまで有罪の自判をすべきであったか疑問を禁じ得ない」（決178）と、確定力を重視する限定的再評価説を採用しているとは思えない判示もしている。

これらの「はみ出た」判示がなされていること、再評価すべき旧証拠を見極めるためには旧証拠をすべて再評価しなければならないという循環構造

を限定的再評価説は内包していること、元裁判官たちが限定的再評価説の不自然性を告発し始めていること<sup>2)</sup>等に鑑みると、本決定を出した裁判所はおそらく、限定的再評価説に忠実に判断したのではないように思われる。実際は、まず確定判決および旧証拠を最初に検討し、確定判決の事実認定に多大な疑問を抱いたのではなからうか。そこで、3人の供述群の発生過程、変遷過程を詳細に明らかにすることにより、供述が虚偽のものであり捜査官が誘導したという仮説が成立する蓋然性を高め、その評価が動揺しないようにしよう（解明度を上げよう）と考えた。しかし、請求人側が当初提出した新証拠だけで異議申立を阻止するだけの決定を書けるか不安をおぼえた。そこで証拠開示を積極的に求め、多数の新証拠をそろえていった。最後の仕上げとして、確定力を重視する輩にあげ足をとられないように限定的再評価説に沿って決定書の叙述を整えたが、確定判決の事実認定等に対する憤りをおさえることができなかったり、検察官が異議申立する際に証拠構造の組み替えを試みたりすることを警戒したりするなどしたため、あちらこちらで「はみ出た」叙述をしてしまった——これが、本裁判所がとった真の明白性判断プロセスではないか<sup>3)</sup>。

本決定は、限定的再評価説がいかにか実態に合わないフィクションであるかをあらためて私たちに見せつけている。実態とは異なる器に合うようレトリックを駆使する苦役から裁判所を解放してあげる時期が既に到来しているように思われる。

## 二 明白性の判断方法・その2

### 1 ベイズ意思決定論による証拠評価

説明部分の前半では、弁護人が提示する仮説が成り立つ蓋然性が合理的疑いの程度に達しているかを問題にしている。実際本決定は、さまざまな間接事実に対し、当該仮説による説明可能性と、当該仮説以外の仮説による説明可能性とを比較し、前者のほうが高いという判断を積み重ねていっている。

このように、請求人が犯人でないとして当該間接事実が存在する蓋然性と、請求人が犯人だとして当該間接事実が存在する蓋然性をともに計算するという作業を積み重ねていく事実認定の手法は、ベイズ意思決定論に基づくものといってよい。本決定はこの手法を明白性の判断方法として提示

したが、本来は、刑事裁判において広く採用されるべき手法であり<sup>4)</sup>、明白性判断に特化した特殊な方法とすべきではない<sup>5)</sup>。

## 2 アブダクションに対する警鐘

それでもあえて本決定が明白性判断に特化してこの手法を唱えたのは、実務においてこの手法が一般的でないことが影響しているからではないか。実務における一般的な手法は、ある仮説を立てるとその事象が説明できたのでこの仮説は正しいだろうと考える、アブダクションである。この手法に基づき多くの裁判所は、まず、被告人が犯人だという仮説に沿う間接事実のみをとりあげて総合評価し、被告人が犯人だといったん推認し、その後、その推認を破る事実があるかを検討する。例えば、袴田事件の再審無罪判決<sup>6)</sup>は、いわゆる5点の衣類が犯行着衣であり被告人の着衣であると推認するのに使えそうな間接事実をまず集め、そのような推認ができると評価している。その後、別の証拠を評価して、5点の衣類はねつ造されたものとして証拠価値を否定している。ちなみに、「一応の推認」は修正されず判決の中で放置されており、被告人の着衣でないとして当該間接事実群が存在している蓋然性が計算されることはない<sup>7)</sup>。

この手法は、確証バイアスを生じさせやすく、犯人でないことを示す事実の検討を不十分なものにさせる危険を有している。袴田事件再審無罪判決においては、ねつ造であることを示す証拠が強力であったので新たな冤罪を生じさせずに済んだが、いつでもそうとは限らない。本決定は、アブダクションという刑事裁判の因習に警鐘を鳴らし、バイアスやヌケ・モレが生じにくいベイズ方式を採用すべきことを示すものと捉えることができよう。

## 三 供述心理学鑑定を採用

### 1 供述心理学鑑定を否定する実務

本件弁護団は供述心理学鑑定を新証拠として提出している。しかし、供述心理学鑑定証拠価値を認めない裁判所も現実には存在している。例えば、先に紹介した袴田事件再審無罪判決は、「真犯人が自白する場合は、基本的に実体験を供述することを前提としている」とか、真犯人が実体験を供述しない場合はあるので、心理学者が示す「無

知の暴露等が積極的に被告人の無罪を示しているというのは、論理の飛躍がある」などと判示して、請求人側が提出した供述心理学鑑定証拠価値を否定している<sup>8)</sup>。また、大崎事件第四次再審請求最高裁決定は、供述心理学鑑定について「他の関係証拠の内容や、供述自体には現れない外在的事情等を考慮に入れていないことなどからすれば、本件において、これらの鑑定は、分析の対象とされた供述の信用性を直ちに減殺又は増強させるようなものとはいえない<sup>9)</sup>」と述べて明白性を否定している。最高裁は、「鑑定を参考にしつつ、他の関係証拠の内容や、供述自体には現れない外在的事情等も考慮に入れて、自ら供述の信用性を検討してみよう」とは思わないのである<sup>10)</sup>。

### 2 実務に対する警鐘

本決定は、決定末尾に「弁護人らが提出した心理学者作成の鑑定書……を更に検討するまでもなく」(決180)再審開始が認められると判示し、鑑定書の証拠価値については判断しなかった。しかしながら本決定は、実質的に、当該鑑定の指摘を考慮しているように思われる。

例を一つ挙げよう。Jの警察官調書には、事件当夜、白色スカイラインに乗った際に、友人のものと同じ最新型のカーステレオ(U字型の明かりがぐるぐる回るという特徴を有するもの)が搭載され、実際に回っているのを目撃したことを根拠に、本件スカイラインを事件当夜に運転したのと同じの車であると特定したことが具体的に供述されていた(決70)。しかし実際は、このカーステレオが付けられたのは事件発生後のことであった。そこで本決定は、「事件当夜運転していた車両であるとして本件スカイラインを見せ、JがW5のカーステレオと同じであると述べたのを利用して、Jが事件当夜に白色スカイラインを運転した際の感想にすり替え、……あり得ない実体験を述べる供述調書を作成した」と評価した(決72)。これは、供述心理学鑑定が「逆行的構成」(事後的に知り得た情報に基づいて当時の行動が再構成される非体験徴候のこと)と指摘している事項である。

詳述する余裕はないが、その他にも「記憶特性への違反」、「体験性への違反」、「供述の進化発展性」等の非体験性徴候に相当する事情を指摘する箇所が本決定には多くみられる<sup>11)</sup>こと等に鑑み

ると、証拠開示により明らかになった客観的事情と供述心理学鑑定の指摘を総合評価しているように思われる。近年の再審開始決定群と比較して、本決定における供述の信用性判断が群を抜いて精緻なのはこのためであろう。本決定は、供述心理学鑑定の証拠価値を正面から認めずに供述の信用性判断をしない、またはおぼろげな判断しかしない近年の再審実務に対して警鐘を鳴らすものと評することができよう。

それにもかかわらず、本決定は「鑑定書……を更に検討するまでもなく」と判示するにとどめた。先に上げた裁判例のように、鑑定の中身を理解せずに切り捨てたり、証拠価値が限定的だとして切り捨てたりするケースがみられることに鑑み、供述心理学鑑定の証拠価値または明白性という論点が立てられ異議申立の材料にされないよう配慮したのかもしれない。不当な現状に対して弥縫策をとることを余儀なくさせている実務の運用は大至急改められねばならない。

#### 四 捜査・訴追機関の不当なふるまいを抑制する必要性

捜査機関・訴追機関が不当な活動をした可能性を本決定は数多く指摘している。その中でも、供述の正確性を担保するものとして援用されていたテレビ番組が、実は本件が発生した日ではなくその1週間後に放映されていたことを通常審の段階から検察官が隠していたと評価して、「確定審検察官の訴訟活動は、公益を代表する検察官としてあるまじき、不誠実で罪深い不正の所為といわざるを得ず、適正手続確保の観点からして、到底容認することはできない」(決43)と、4つもの連体修飾語を連ねて非難したことは印象的である。しかしこれはなお書きとして書かれており、再審開始という法的効果を直ちにはもたらさない。重大な権限濫用行為を再審の理由として新設する法改正を検討する必要があるように思われる。

紙幅の制約があり詳述できなかったが、証拠開示により発見された多数の証拠が重要な新証拠となったこと、および、通常審における検察官控訴や第一次再審請求における検察官の異議申立等が裁判の異常な長期化の原因となったことは無視できない。この2点は、現在進められている再審法改正(証拠開示および検察官抗告禁止の法定が重要テーマとなっている)の必要性を強く示している。

本件のような悲劇が二度と生じないような法改正が迅速になされることを期待する。

#### ●—注

- 1) 最決昭50・5・20刑集29巻5号177頁。ただし本決定は出典注に「等」という一文字を付加している。
- 2) 中川孝博「刑事再審における限定的再評価説再考」國學院59巻4号(2022年)31頁、小西秀宣「再審開始の要件」刑ジャ66号(2020年)63頁、村山浩昭「再審事件における裁判官の役割」『冤罪白書2022』(燦燈出版、2022年)154頁参照。
- 3) 最高裁が示す明白性判断は、目の前にある資料を前提に明白性の有無を判断する場合のみならず、合理的疑いを見出すためにさらなる事実調べ等を行う義務まで射程に入れた、動的なものである。中川孝博「布川事件最高裁決定の意義」浅田和茂ほか編『村井敏邦先生古稀記念論文集』(日本評論社、2011年)786頁参照。
- 4) ベイズ意思決定論に基づいた事実認定の説明は、いまや、法学入門書にも載っている。そこでは、ベイズの定理による事実認定は「人間が日常的に行っている事実の認定判断を確率的に構成した」ものであると説明されている(太田勝造編著『AI時代の法学入門』(弘文堂、2020年)25頁[太田勝造])。
- 5) 本件の弁護人である吉川健司はこのような手法が供述心理学鑑定の手法を採用したものと評している(吉川健司「福井女子中学生殺人事件 第二次再審開始決定の意義と再審法改正の必要性」法民595号(2025年)29頁参照)が、当該鑑定的手法もまたベイズ意思決定論による手法と同種のものであると私は考えている。
- 6) 静岡地判令6・9・26裁判所ウェブサイト。
- 7) 詳しくは、中川孝博「判批」刑弁122号(2025年刊行予定)参照。
- 8) このような評価はすべて誤りである。中川・前掲注7)参照。
- 9) 最決令7・2・25裁判所ウェブサイト。
- 10) 供述心理学鑑定の証拠価値を否定する判決・決定は、否定することにより供述の信用性評価を(十分に、または全く)せずに済まそうとしている。この点につき、中川孝博「再審における供述の信用性評価にみられる『隠蔽のレトリック』」大出良知ほか編『人権と民主主義の法理論——追悼・小田中聰樹先生』(現代人文社、2025年刊行予定)参照。
- 11) 非体験徴候のカテゴリーを簡潔に説明するものとして、大倉得史ほか「体験性/非体験性徴候に着目した供述分析の可能性と課題」法と心理23巻1号(2023年)43頁に掲載されているTable1(作成者は大倉)を参照。

\* 本研究は、科研費「供述の信用性評価に関する公共的基準の構築」(24K04595)の助成を受けたものである。